

平成28年度 市民参加推進調査シート(市民参加を求めない事項)【予定】

1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)

2 市民参加を求めない理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	市民参加を求めない事項	対象事項の概要	市民参加を求めない理由	備考欄	担当課
1	①	安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	小規模(定員18人以下)通所介護が平成28年度から地域密着型サービスに変更となり、事業所の指定・更新事務が県から市へ移行することに伴う改正	ウ		高齢福祉課
2	②	農業振興地域整備計画の策定	特に農業の振興を図るべき地域を明らかにするとともに、農業振興施策を計画的に実施することにより、有効的な土地利用と農業の健全な発展を図る。	ウ		農務課